

## 令和6年度事業計画

(令和6年4月1日から令和7年3月31日まで)

### I 総括的概要

当法人は、鳥取県東部圏域の中小零細企業の振興策の一環として、事業主と勤労者に対し、福利厚生事業を中心に総合的かつ効果的に事業を展開してまいります。

当法人にとっての課題は、過去4年間のコロナ感染症拡大による中小企業の経営状況の悪化に伴い“廃業脱退”や企業の“雇用調整”などの影響を受け、減少した会員数を増加させることにあります。

昨年5月よりコロナの感染症の位置付けの見直しにより、様々な制約が緩和され経済活動も徐々に活発になってきました。このような状況を踏まえ企業の福利厚生制度の提供を通じ、中小零細企業の人材確保に寄与することで会員増強に繋げて参ります。又、今年度は、更なる会員サービス及び利便性の向上を図るため、社内のD X化に取り組む年度とし、同時に事務の効率化を推進し経費削減に取り組んで参ります。

そして、今まで以上に収支バランスを考慮し、会員のニーズに合った「会員本位の事業展開」に積極的に取り組んで参ります。

#### (1) 会員増強運動と財政基盤の強化

“安定的な会員確保”による会費収入の増大は、当センターの運営の根幹であり、安定した基盤を維持・構築する上で必要不可欠な要素であります。そのため、業務委託を結んでいる推進員による未加入事業所(事業所の見える化)への計画訪問、福利厚生に関心のある事業所の発掘、事務局からのセンターニュースによる情報提供など、“会員増強活動”に注力してまいります。

目 標	対 策
年度末事業所数・会員数の目標  会員事業所数 <b>790事業所</b> 実質的会員数 <b>7,500人</b>	① <u>上記増強運動の展開はもとより、健康診断・人間ドック・定期健診等、健康維持増進事業の積極的にPRを行います。</u> ② <u>サービスの利用度の低い会員に対しては、利用方法などの周知を図ると共に利用しやすい企画を提供し、サービスの利用促進を図ります。</u> ③ 会員の利用度の高い事業（インフルエンザ接種助成、飲食店応援割引券）の継続と、当センターの“魅力向上”に努めます。（提携先の拡充等） ④ 職場内集合型事業（スポーツ・ボランティア・余暇）に対する助成を行います。 ⑤ 今後発生する、周年事業費・DX化に伴う費用等の計画的積立

## (2) 事務局体制の強化(適正陣容の確保と人材の育成)

### (1) DX化による会員サービスの向上と事務の効率化

- ・各企画に対する利便性の向上、各種事業の助成金支払・利用システムの改善による事務の効率化。

### (2) 事務局の労働環境の改善と人材育成

- ・事務員の適正人員の配置とジョブローテーションの実施
- ・上部団体主催の実務担当者研修への参加

## II 具体的事業計画

定款第4条に基づき次の事業を実施します。

### (1) 健康の維持増進に係る事業      《定款第4条(1)》

- ・インフルエンザの予防接種の全件助成
- ・事業主及び会員対象の健康診断助成

### (2) 在職中の生活安定に係る事業      《定款第4条(2)》

- ・慶弔規定にもとづく各種慶弔給付の実施
- ・会員に対する、提携事業所・各施設との“飲食・商品割引”や“利用割引提携先の拡大とPR強化
- ・「全福センター」推奨の“入院あんしん保険”のPR(通/年)

(3) 自己啓発、余暇活用及び社会貢献活動、職場内スポーツの推進に係る事業

《定款第4条(3)》

- ・資格取得受験料助成増額(2千円から5千円)につき改めてPR強化
- ・生涯学習向上のための、各種教室等の自主企画開催
- ・事業主及び従業員(会員)交流事業
- ・社会貢献活動への参加や職場内スポーツ推進事業への助成のPR強化を行う。

(4) その他センターの目的を達成するために必要な事業 《定款第4条(4)》

① 中小企業勤労者福祉に関する情報提供・施策普及事業

- ・会報誌「ひまわりセンターニュース」年4回の発行

② 老後生活の安定に係る事業の実施

- ・中小企業退職金共済制度の普及啓発活動及び加入促進・斡旋(通年)
- ・小規模企業共済制度の普及啓発活動及び加入促進・斡旋(通年)

③ 加入促進に係る事業の実施

- ・加入推進員2名体制による推進
- ・加入推進員による未加入事業所の加入促進  
(報償金は一人につき2,000円、会員事業所の追加加入報償金は500円としその報奨金は1年間を支給対象とする)
- ・紹介による会員加入は、会員一人につき800円(通年)の紹介手数料の支払い